

多摩立川保健所管内の死亡事案に関する調査報告書（概要）

第1章 総論（P1～12）

○ 事案の概要及び経緯（詳細は別表のとおり）

- ・ 令和3年8月、病院から多摩立川保健所（以下「所」という。）に発生届が提出されず、所から健康観察等、行政が提供する支援を受けられないまま、自宅で亡くなる事案が発生
- ・ 10月に病院からご家族に説明
- ・ 12月に都は本件事案を公表

※ このほか、組織概要、福祉保健局（以下「局」という。）及び所のBCP（事業継続計画）の内容、第5波以前の新型コロナウイルス感染症対策の体制、第5波に対する備え等を記載

第2章 第5波当時の状況（P12～20）

○ 所の状況

- ・ 陽性者数の爆発的増加に伴う電話回線のひっ迫、電話を受けた後の対応を統一するための指示が不十分なため、記録や引継ぎなど対応の混乱
- ・ 不要不急の業務の縮小や業務応援、看護職の臨時配置など所内で体制づくりは実施

○ 局の対応

- ・ 応援職員を派遣したが、現場の実情にあわせた改善策については所で対応すべきとの認識
- ・ 保健政策部や健康安全部は一部の業務について業務縮小の際に所の参考となる情報を示したが、それ以外の詳細なBCP発動のための支援なし

第3章 本件事案をめぐる事実関係（P20～23）

○ 患者様に対する所の電話対応

- ・ 所は、病院での陽性診断日（8月6日）の5日後の8月11日にご本人から電話を受信
- ・ 電話を受けた職員は判明せず、また記録もないため、約10分間の通話において、相談マニュアルどおりの対応がなされていたのか、看護職へ電話をつなごう

としたのか等、いずれとも判断できず。

- ・ 記録が未作成の理由については以下の二つの可能性あり。
 - ① 発生届が提出されていることを前提として、所から順番に連絡をするので待機するよう案内するというルールどおりに対応し、その場合には記録は不要と考え、作成せず。(発生届の提出が前提の対応)
 - ② 看護職につなぐべき相談と判断し、付箋等に連絡先を記載して看護職に引き継ごうとし、すぐ折り返しの連絡があると確信したため、代表電話の段階での記録は作成せず。しかし、看護職への引継ぎ方法が統一されておらず、付箋等が紛れてしまい、看護職に伝わらず、その後の連絡・記録もなされず。(看護職への伝達方法の不統一)

○ 本件事案を把握した後の対応

- ・ 所は、8月14日、病院からの連絡により本件事案を把握し、病院に対しご家族に事実を早急に説明するように依頼するとともに、感染症対策部に一報を入れたが、病院の発生届の遺漏により発生した病院のミスに起因する事案であるとの認識から、感染症対策部の管理職に直接報告することまではせず。
- ・ また、病院に対し発生届の遅延理由や再発防止策について文書で提出することを依頼しているが、その際ご家族への対応状況の確認まではせず。
- ・ 就業制限通知書について、マニュアルに則って作成すると、発生届提出日の8月14日付けとなるところ、実際に患者様が自主的に自宅内隔離を行っていたことを踏まえ、確定診断日である8月6日付けで作成
- ・ 感染症対策部は9月15日に未処理案件として改めて認識し、直ちに所にその後の経過を照会したところ、病院の発生届の遺漏により、所の健康観察を受けられずに死亡に至ったものであることを把握。
- ・ 医療政策部は、8月18日に病院から報告を受け、発生届の遺漏についてご家族に説明するよう助言。
- ・ 保健政策部は、9月24日に事案を把握。

第4章 事案の発生を受けて行った対応(令和3年12月時点)(P23~25)

○ 所

- ・ 代表電話フロー図の見直し

- ・ 発生届の受理件数に応じた応援職員の配置や役割分担を予め決定
- ・ 健康観察の担い手の拡大策の実施
- ・ 医療機関へのハーススの利用の働きかけやデジタルツールの活用 等

○ 局

- ・ 発生届の提出についての医療機関への注意喚起等
- ・ 保健所業務の改善・支援（応援体制の強化、デジタル化の推進、フォローアップセンターの機能強化等により陽性者の対応に関する保健所の業務の負担軽減）

第5章 調査により明らかになった課題と今後の方向性（P25～32）

○ 所

- ・ **組織のマネジメントの課題**
 - マネジメント機能を担う者の確保
管理職による所全体の状況の的確な把握と対応、管理職全員による連携と役割分担 等
 - 部下の業務分担に向けた取組
看護職への負担の集中を防ぐ対策の検討・実施 等
 - 管理職の役割の再認識とマネジメント機能強化の必要性
管理職層への危機管理及びマネジメント研修の充実 等
- ・ **都民への支援の提供の視点（患者様が所の健康観察を受けられないまま死亡するに至ったという、都民にとって重大な事案への対応の遅れ）**
 - 都民に支援を提供する役割の再認識【局・所共通】

○ 局

- ・ **保健所の支援体制の更なる強化**
 - 刻々と変化する現場の状況を的確に把握し、即効性のある支援につなげるしくみづくり（例：応援職員に局・保健所間の橋渡しの役割を付与）
 - 保健政策部と感染症対策部の緊密な連携の下での保健所支援
- ・ **BCPの実効性確保**
 - 局BCPの改定
 - 保健政策部は本庁各部とともに縮小・休止業務を具体的に検討し、保健所のBCP発動を支援
- ・ **デジタル化のためのシステム開発における留意点**

- ユーザー目線のシステム開発（ハース等为国提供システムへの要望を含む）
【局・所共通】

別表

日時	概要及び経緯
R3. 8. 2	東京都内在住の50歳代女性（以下「患者様」という。）が、都内医療機関（以下「病院」という。）を受診
R3. 8. 6	患者様が病院を再受診し、検査の結果陽性となり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と診断
R3. 8. 11	患者様は、東京都多摩立川保健所（以下「所」という。）に電話し、約10分間通話
R3. 8. 14	患者様が死亡 病院から所に、患者様が自宅で死亡したことが伝えられるとともに、発生届の提出の有無について問合せがあり、確認の結果、発生届が提出されていないことが判明 所は、病院に対し、発生届の提出を指示。あわせて、発生届が提出されていないことを患者様のご家族（以下「ご家族」という。）に説明するよう依頼 病院が発生届を提出し、所はこれを受理 所は、本件事案を福祉保健局（以下「局」という。）感染症対策部に一報
R3. 8. 16	ご家族から、所に対し、患者様の濃厚接触者の当否に関する問合せがあり、所は、濃厚接触者に当たるとして、検査可能な医療機関を案内した上、健康観察期間が令和3年8月7日から同月20日までとなることを説明
R3. 8. 18	所の所長から病院（院長）に対し、発生届が提出されなかった理由及びその再発防止策を文書で提出するよう依頼。また、医療施設の監視及び指導を所掌する局医療政策部医療安全課への報告を依頼 病院から本件事案を局医療政策部医療安全課に報告。同課は、病院に対し、病院の院内医療安全管理委員会における検討結果の報告を求めるとともに、本件事案をご家族に説明をするよう助言
R3. 8. 19	所は、ご家族に就業制限通知書（令和3年8月6日付）及び就業制限解除通知書（同月19日付）を郵送
R3. 9. 15	局感染症対策部（以下「感染症対策部」という。）防疫・情報管理課が、本件事案の経過確認のため、所に連絡
R3. 9. 22	所は、病院に対し、ご家族への説明状況を照会
R3. 9. 24	所は、病院に対し、早急にご家族に説明するよう依頼
R3. 9. 27	所は、病院に対し、早急にご家族に説明するよう督促
R3. 9. 30	病院は、所に発生届遅延理由書を提出し、所はこれを受理
R3. 10. 1	病院は、ご家族に対し本件事案を説明 所は、病院からの情報により、令和3年8月11日に患者様から電話を受けていたことを把握
R3. 10. 7	所及び感染症対策部は、ご家族に対し本件事案を説明。あわせて就業制限通知書（令和3年8月6日付）を同月14日付のものに差し替え
R3. 11. 13	所、感染症対策部及び病院は、ご家族と面会
R3. 12. 4	所、感染症対策部及び病院は、ご家族と面会
R3. 12. 10	病院は、所に改善状況報告書を提出し、所はこれを受理
R3. 12. 13	東京都において、本件事案を公表 病院において、本件事案を公表